

国民健康保険運営協議会資料

平成21年6月12日開催

目 次

1 国民健康保険事業の概要について

(1) 被保険者等の状況	1
(2) 医療費の状況（療養給付費費用額）	2
(3) 保険税の収納状況	3
(4) 平成20年度決算見込	4
(5) 平成21年度保険税率等の状況	5
(6) 平成21年度課税状況	6
(7) 特定健診等の実施状況	7
(8) 医療制度改正の状況	8
〔別紙1〕 出産育児一時金の改正について	9
〔別紙2〕 特別徴収	10
〔別紙3〕 高額医療・高額介護合算制度	11

(1) 被保険者等の状況

①平成20年度の状況

後期高齢者(長寿)医療制度の創設により、75歳以上の方々が国保から同制度に移行したことから、世帯数、被保険者数は減少している。

また、退職被保険者は65歳未満の方に限定され、65歳から74歳の方々は、前期高齢者として一般被保険者へ移ったことから被保険者の構成も大きく変化している。

②平成19年度までの状況

加入世帯は年々増加してきているが、被保険者数は、ここ数年減少している。この要因としては景気回復基調による再就職によるものと思われる。

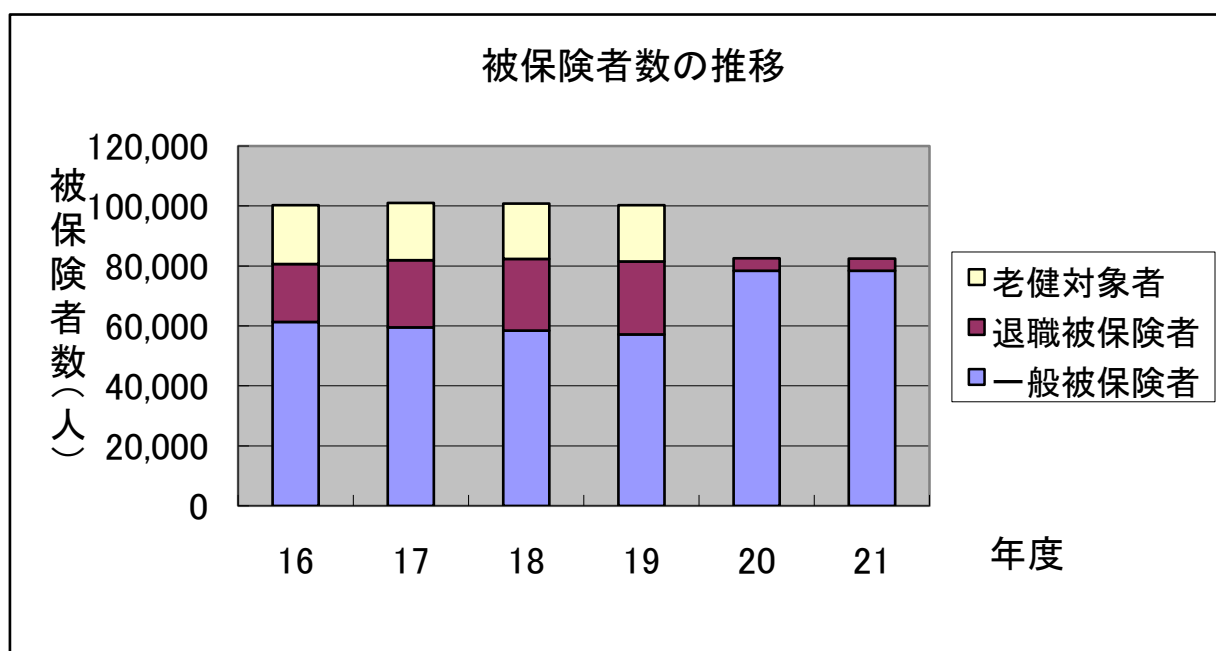
被保険者数の内訳としては、一般被保険者が減少、退職被保険者が増加、老健対象者は平成18年度までは減少していたが、平成19年度に増加に転じた。これは、退職者について、職務権限により一般被保険者から切り替えたこと、また、老健対象者が毎年一歳ずつ引上げられていたが、平成19年度に本則の75歳に達したことによる。

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
世 帯 数	51,969	53,298	54,008	54,266	45,851	46,440
被保険者総数	100,298	101,051	100,849	100,245	81,563	82,494
一般被保険者	61,325	59,580	58,440	57,153	77,385	78,388
退職被保険者	19,321	22,388	23,919	24,406	4,178	4,106
老健対象者	19,652	19,083	18,490	18,686	-	-

※平成16～20年度は年度末、平成21年度は4月末現在の数字。

※退職被保険者のうち、64歳以下は平成26年度まで経過措置として残る。

(平成20年度制度改正)



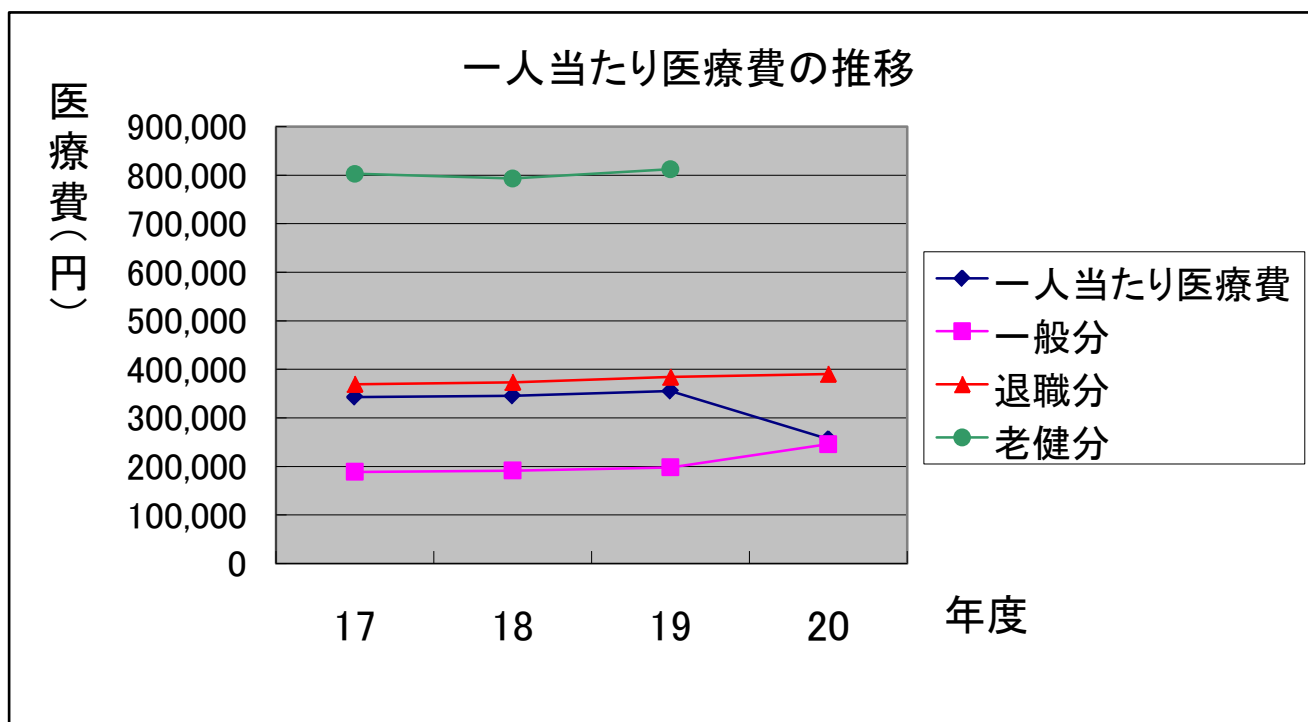
(2) 医療費の状況

総医療費及び年間一人当たり医療費とも、前年度に比べ大幅に減少している。これは、長寿医療制度の創設により、75歳以上の方々が国保から同制度に移行したことによる。

また、年間一人当たり医療費については、一般分の医療費伸び率が大幅に増加し、退職分の医療費伸び率が微増となっている。これは、退職被保険者のうち、65歳から74歳の方が前期高齢者として一般被保険者へ移ったことによる。

区 分	17年度		18年度		19年度		20年度	
	医療費	伸び率	医療費	伸び率	医療費	伸び率	医療費	伸び率
総 医 療 費 (百万円)	34,672	5.1	34,928	0.7	35,795	2.5	20,857	▲ 41.7
年間1人当たり医療費(円)	342,933	4.3	345,337	0.7	355,430	2.9	256,246	▲ 27.9
う ち 一 般	188,972	4.8	191,413	1.3	198,216	3.6	245,853	24.0
う ち 退 職	369,621	2.1	373,719	1.1	384,416	2.9	390,551	1.6
う ち 老 健	802,692	5.7	792,957	▲ 1.2	812,411	2.5	—	—

※一人当たり医療費は、平均被保険者数を基に算出。



(3) 保険税の収納状況

収納率については、国民健康保険推進員や短期証の活用、徹底した財産調査及び差押えの実施など、収納率の向上対策により、現年課税分及び滞納繰越分ともに、ここ数年改善が図られてきたが、平成20年度は、やや下回っている。

また、長寿医療制度の創設に伴う被保険者の減少により、調定額、収納額とも減少している。

収納率の低下は、比較的収納率の高い75歳以上の方々が国保から長寿医療制度に移行したことによるものと思われる。

ア 現年課税分

(単位：千円、%)

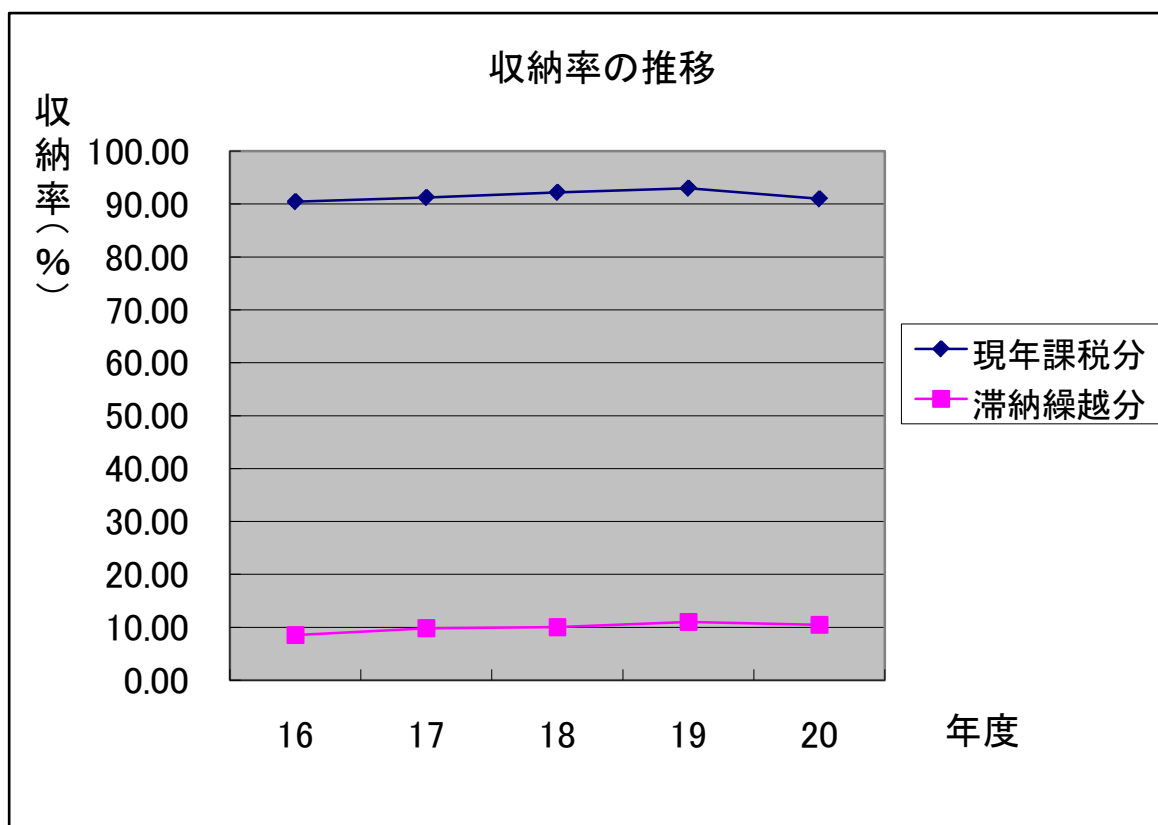
区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
調 定 額	9,614,121	9,733,931	9,947,927	10,010,671	8,661,668
収 納 額	8,699,076	8,882,454	9,175,269	9,310,895	7,882,635
収 納 率	90.48	91.25	92.23	93.01	91.01

※平成20年度は見込数値

イ 滞納繰越分

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
調 定 額	3,822,362	3,930,303	3,864,081	3,698,706	3,487,314
収 納 額	327,051	386,573	387,374	407,096	364,580
収 納 率	8.56	9.84	10.02	11.01	10.45

※平成20年度は見込数値



(4) 平成20年度決算見込

平成20年度の単年度収支は、約5億4,000万円の黒字となる見込みである。

長寿医療制度の創設や制度改正に伴う被保険者構成の変化並びに新規事業の実施により、一部、予算科目が新設されるとともに、歳入・歳出の各科目金額が大きく変動している。歳入では、前期高齢者交付金（約46.4億円）が初めて収入され、国民健康保険税や療養給付費等交付金が大幅に減少している。また、歳出では、後期高齢者医療支援金（約32.3億円）、前期高齢者納付金（約400万円）が初めて支出され、葬祭費や老人保健拠出金が減少し、保健事業費が倍増している。

なお、平成20年度総額収支は、▲約23.2億円で、前年度の赤字を下回る見込みである。

(単位:千円)

歳入				歳出					
科 目		平成19年度	平成20年度	前年比	科 目		平成19年度	平成20年度	前年比
1 国民健康保険税		9,717,991	8,247,216	84.9%	1 総 務 費		153,320	119,149	77.7%
2 国庫支出金		5,049,967	5,164,663	102.3%	2 保 險 給 付 費	療養給付費等	15,759,063	15,431,626	97.9%
3 療養給付費等交付金		5,851,906	2,439,283	41.7%		高額療養費	1,379,990	1,456,687	105.6%
4 前期高齢者交付金		—	4,640,144			出産育児一時金	162,950	165,920	101.8%
5 県支出金		1,077,267	1,058,843	98.3%		葬 祭 費	87,780	22,920	26.1%
6 共同事業交付金		2,108,907	2,110,665	100.1%		小 計	17,389,783	17,077,153	98.2%
繰 入 金	7 保険基盤安定繰入金	693,519	589,985	85.1%	3 後期高齢者医療支援金		—	3,234,643	
	基盤安定保険者支援分	172,906	136,528	79.0%	4 老人保健拠出金		5,023,507	618,076	12.3%
	財政安定化支援事業	75,601	75,120	99.4%	5 介護納付金		1,489,790	1,295,613	87.0%
	事務費等繰入金	153,072	109,024	71.2%	6 共同事業拠出金		2,286,197	2,252,460	98.5%
	出産育児一時金	108,633	110,613	101.8%	7 保健事業費		103,485	228,396	220.7%
	その他繰入金	717,647	683,879	95.3%	8 諸支出金		378,014	76,714	20.3%
	小 計	1,921,378	1,705,149	88.7%	9 前年度繰上充用金		1,841,802	2,866,049	155.6%
8 諸 収 入		72,434	84,902	117.2%	10 前期高齢者納付金		—	4,356	
合 計		25,799,850	25,450,865	98.6%	合 計		28,665,898	27,772,609	96.9%
					歳入歳出決算額		▲ 2,866,048	▲ 2,321,744	—
					単年度収支		▲ 1,024,246	544,305	—

※平成20年度分は、決算見込数値。

(5) 平成21年度保険税率等の状況

平成16年度において税率改定がなされ、平成19年度までは旧税率で運営してきたが、後期高齢者支援金の創設や介護納付金と介護保険料の格差を是正する観点から、平成20年1月に運営協議会に諮問するとともに答申をいただき、平成20年度からの税率は以下の表のとおりとなっている。

区 分		税 率 等	前回の改定時期
医療保険分	所得割(課税対象額に対して)	4. 5%	平成20年度から
	資産割(固定資産税のうち、土地・家屋分に対して)	23. 0%	平成20年度から
	均等割(被保険者1人あたり)	22, 500円	平成20年度から
	平等割(1世帯あたり)	22, 000円	平成20年度から
	課税限度額(法定 470,000円)	470, 000円	平成20年度から
後期高齢者 支 援 分	所得割(課税対象額に対して)	1. 6%	平成20年度から
	資産割(固定資産税のうち、土地・家屋分に対して)	5. 0%	平成20年度から
	均等割(被保険者1人あたり)	9,500円	平成20年度から
	平等割(1世帯あたり)	9,000円	平成20年度から
	課税限度額(法定 120,000円)	120, 000円	平成20年度から
介護保険 2号分	所得割(課税対象額に対して)	1. 0%	平成20年度から
	資産割(固定資産税のうち、土地・家屋分に対して)	5. 0%	平成12年度から
	均等割(被保険者1人あたり)	6,500円	平成20年度から
	平等割(1世帯あたり)	6,500円	平成20年度から
	課税限度額(法定 100,000円)	90, 000円	平成20年度から

(6) 平成21年度課税状況

課税状況については、調定額が約0.05%、430万円の減少となっており、ほぼ前年度並みとなっている。

また、応能・応益割合については、応益割合が55%未満であるので、均等割と平等割（応益割）に対する7割、5割、2割の軽減と基盤安定制度に基づく保険者支援の手当てを引き続き受けることができる状況である。

さらに、保険税全体の内訳では応能割合が減少し、応益割合が増加するとともに、軽減世帯数は総数で約5.13%、705世帯の増加となっており、昨今の景気の低迷を反映した状況となっている。

ア(医療保険・後期支援分)課税状況

(単位:千円)

項 目	平成20年度	平成21年度
所得割額	4,718,274	4,519,361
資産割額	857,180	854,132
均等割額	2,676,064	2,701,120
平等割額	1,416,018	1,442,647
合計額	9,667,536	9,517,260
限度超過額	922,932	810,529
7割軽減金額	464,353	476,980
5割軽減金額	79,725	82,452
2割軽減金額 ※1	76,121	83,541
単独減免金額 ※2	55,877	0
その他の軽減金額 ※3	48,969	48,525
調定額(4月1日現在)	8,019,559	8,015,233

※1 2割軽減は平成20年度から自動軽減。(平成19年度までは申請軽減)

※2 単独減免は、平成20年度の税率改定による独自減免で、法定軽減世帯を除く総所得300万円以下の世帯に年度額3,600円を減免するもの。
(平成20年度の限定措置)

※3 その他の軽減は、特定世帯に対する軽減。

イ 応能・応益割合

項 目	平成20年度	平成21年度
応能・応益割合(軽減前)	54.72 : 45.28	53.94 : 46.06

ウ 限度超過世帯数

項 目	平成20年度	平成21年度
限度超過世帯数	4,686	4,320

限度超過世帯数は、医療保険分と後期支援分の延べ世帯数

エ 軽減世帯数

項 目	平成20年度	平成21年度
7割軽減世帯数	8,498	8,758
5割軽減世帯数	1,398	1,461
2割軽減世帯数 ※1	3,842	4,224
計	13,738	14,443

オ 単独減免・その他軽減世帯数

項 目	平成20年度	平成21年度
単独減免世帯数 ※2	15,779	0
その他軽減世帯数 ※3	3,093	3,023

（７） 特定健診等の実施状況

平成20年4月から国民健康保険など医療保険者に、糖尿病等の生活習慣病を予防し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群を減少させることを目的に、特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられたことから、「春日井市特定健康診査等実施計画書」を策定し、実施している。

平成20年度の特定健診の実施率は、全国レベル並みの成果を上げている。

なお、平成24年度の全国目標実施率は、特定健診が65%、特定保健指導が45%となっており、この目標値に沿って策定した「市実施計画書」の年次目標値からは大きく乖離している状況にある。

ア 平成20年度 特定健診・特定保健指導実施状況

項 目		算 出 方 法	全 国	愛 知 県	春日井市 ①	春日井市 ②
被保険者数		①	25,319,543	1,333,564	50,479	52,015
健診データ登録件数		②	6,530,972	390,351	13,141	14,482
特定健診 受診率		③＝②÷①×100	25.8%	29.3%	26.0%	27.8%
保 険 指 導 対 象 者 数	積極的支援	④	285,529	15,893	355	378
	動機付支援	⑤	711,594	43,192	1,417	1,515
	合 計	⑥＝④+⑤	997,123	59,085	1,772	1,893
保健指導対象者割合		⑦＝⑥÷②×100	15.3%	15.1%	13.5%	13.1%
特定保健指導 実施率		⑧	9.7%	5.1%	8.5%	12.4%

※ 全国、愛知県の数値は、平成21年4月3日調査時のもの。（平成21年4月20日付國保新聞より引用）

※ 春日井市特定健康診査等実施計画書〔20年度目標値〕 特定健診受診率－40%・特定保健指導実施率－20%。

※「春日井市①」は、全国・愛知県に時点を合わせたもの。（平成21年2月末までの実施分、途中加入者を含まず）

※「春日井市②」は、平成21年3月末までの実施分。（国保への年度途中加入者を含む。平成21年4月末調査分）

イ 平成21年度 特定健診・特定保健指導実施予定

(1) 受診予定	特定健診	24,740人	受診率—45%
	特定保健指導	1,620人	実施率—30%
	うち動機付け支援	1,170人	
	積極的支援	450人	

(2) 実施期間	特定健診	4月～12月
	特定保健指導	8月～3月

(3) 実施会場	特定健診	個別	市内医療機関	(96施設)
		集団	健康管理事業団	
	特定保健指導	市内医療機関	(積極的支援	19施設)
			(動機づけ支援	49施設)
		健康管理事業団		

※ 健康管理センターでの人間ドックも、特定健康診査を兼ねる。

(4) 本人負担 特定健診・特定保健指導 無料

(8) 医療制度改正の状況

① 出産育児一時金の改正について

出産育児一時金を4万円引き上げ

35万円 → 39万円

38万円 → 42万円（産科医療補償制度の加入分娩機関）

期 間

平成21年10月から平成23年3月まで

（詳細 別紙1）

② 特別徴収の実施

65歳以上の公的年金受給者の保険税の年金天引き

（平成21年10月から）

（詳細 別紙2）

③ 高額医療・高額介護合算制度の創設

医療保険と介護保険の自己負担の合計額に上限を設定

→ 上限を超える額を負担軽減

平成20年は初年度であることから、平成21年8月から申請

（詳細 別紙3）

出産育児一時金の改正について

① 改正の要旨

緊急の少子化対策として、当面２年間(22年度末まで)の暫定措置として、全国一律に支給額を４万円引き上げるもの。

一時金額 ---- 35万円 → 39万円

38万円 → 42万円(産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産の場合)

施行期日 ---- 平成21年10月1日

② 法的根拠

平成21年5月22日に施行された健康保険法施行令の一部改正に準ずるもの。

③ 一時金引上げに伴う財源措置

引上げ額４万円のうち、1/2(２万円)については国庫補助、残りの1/2(２万円)のうち、その2/3については、一般会計からの繰出しの対象経費とし、所要の地方交付税措置がされるもの。

引上分 4万円	3/6 国庫補助	2/6 一般会計繰入れ (地方交付税措置)	1/6 保険税
従来分 38万円	2/3 一般会計繰入れ (地方交付税措置)		1/3 保険税

④ 支払方法の変更

- ・ 現行の受取代理から原則として医療機関への直接払いへ変更。
- ・ 引上げ分に伴う国庫補助の支給対象が、医療機関等へ直接支払う保険者に限られる。
- ・ 医療機関は、保険者に出産費用を請求。支払業務は、原則として審査支払機関に委託。

特 別 徴 収**① 制度の概要**

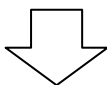
国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付の支払いを受けている年齢 65 歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主の場合においては、特別徴収とするもの。

② 法的根拠

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）で、地方税法の一部が改正され、特別徴収に関する規定が設けられた。（地方税法第 706 条第 2 項）。

③ 特別徴収の対象となる納税義務者

- 〔1〕 国民健康保険の被保険者全員が、年齢 65 歳～74 歳の世帯の世帯主
- 〔2〕 本人も国民健康保険の被保険者である世帯主
- 〔3〕 年額 18 万円以上の老齢等年金給付の支払いを受けている者



原則、上記の 3 点を満たす者が対象（ただし、介護保険料と国保税の合計額が対象年金額の 1/2 を超える場合は、対象外）

④ 特別徴収の開始時期

平成 21 年 10 月より開始。

当初、平成 21 年 4 月導入として事務を進めていたが、電算処理システムの不具合により、開始時期を延期し、平成 21 年 10 月からの実施としている。

⑤ 特別徴収対象者の納付方法（口座振替）の選択

特別徴収（年金天引き）対象となっている世帯主が、口座振替の方法により納付する旨の申出をした場合には、納付方法を口座振替へ変更することができることとされた。（地方税法施行令第 56 条の 89 の 2 第 3 項第 4 号）

高額医療・高額介護合算制度

① 制度の概要

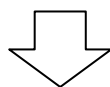
医療保険各制度の高額医療費の算定対象世帯において、介護保険受給者が存在する場合、各医療保険者が、被保険者からの申請に基づき、医療と介護の自己負担額を合算し、新たに設定する介護合算算定基準額を超える額を支給するもの。

② 介護合算算定基準額

年額 56 万円を基本とし、年齢や所得区分ごとの自己負担額を踏まえて設定。

(原則) 国保の場合

	70～74 歳	70 歳未満
一般所得者	62 万円	67 万円
現役並み所得者	67 万円	126 万円
低所得者Ⅱ	31 万円	34 万円
低所得者Ⅰ	19 万円	34 万円



初年度の平成 20 年度は計算期間途中の 4 月 1 日から制度施行のため、平成 21 年 7 月 31 日までの 16 か月分（申請 H. 21.8 から）

(初年度の経過措置)

	70～74 歳	70 歳未満
一般所得者	75 万円※	89 万円
現役並み所得者	89 万円	168 万円
低所得者Ⅱ	41 万円	45 万円
低所得者Ⅰ	25 万円	45 万円

※70～74 歳がいる世帯は、本来原則の 4/3 倍の 83 万円であるが、患者負担の見直し（1 割→2 割）の凍結を加味。

③ 費用負担

医療保険、介護保険両方で、自己負担額の比率に応じて支給。